

オンライン申請システムについて

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 1 | オンライン申請システムとは何ですか。 | 補助金の申請に必要な情報を、書類(様式)にて提出する事業とは異なり、データ申告にて申請を可能としたWEBシステムとなります。 |
| 2 | 手続代行者が代行して作成してもいいですか。 | 交付申請および実績報告にかかる業務等の一部を手続代行者へ依頼することが可能です。 ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限り、変更は認めません。 申請者アカウントの作成、および交付申請・実績報告の「申請」ボタンの操作については、手続代行者ではなく申請者ご自身で実施する必要があります。 |
| 3 | 申請者アカウントの作成ができません。 | 使用されているパソコンの環境設定等を確認してください。 センターホームページ > 申請書作成 > 「システム推奨環境」を参照。 |
| 4 | 申請者アカウントの作成をしましたが、メールが届きません。 | 使用されているパソコンのメールの環境設定等を確認してください。 フリーメール(Webメール)のアドレスで登録した場合、受信に時間がかかるケースや受信ができないケースがあります。 また、「迷惑メールフォルダ」や「削除フォルダ」等もご確認ください。 しばらく受信されない場合はコールセンターへ確認してください。 その際には下記の①～④の項目をお知らせください。 ①ユーザID、②申請者名、③ユーザ名(担当者名)、④メールアドレス 【コールセンター:03-3548-9101 (平日 9:15-12:00、13:00-17:00)】 |
| 5 | 申請者アカウントの作成をしましたが、届いたメールが文字化けしています。 | 文字化けしたメールの内容をそのまま返信してください。 その際、以下の①～④の項目を返信メールに追記してください。 ①ユーザID、②申請者名、③ユーザ名(担当者名)、④連絡先電話番号 センターより改めて、メールを送付します。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 6 | 申請者アカウント作成後に、手続代行者アカウントならびに施工会社アカウントを作成しましたが、手続代行者アカウントでは一部の操作の制限、施工者アカウントでは工事部分の入力項目しか表示されません。 | 手続代行者アカウントは、申請者が行うべき操作(アカウントの追加、要件や申告、「申請」ボタンのクリック)以外の操作が可能です。 施工者アカウントは、工事項目の入力操作のみに限定されています。 申請内容の入力や申請はできません。 工事内容など申請者では入力が難しい場合に、手続代行者アカウントまたは施工者を作成し、依頼してください。 (注)申請者アカウントにてポータル画面の右上にある「申請担当者一覧」ボタンを押し、申請毎に担当設定を行わないと、手続代行者アカウントまたは施工者アカウントでログインしても、申請自体が表示されません。 作業を依頼する場合、必ず担当設定を行ってください。 |
| 7 | 複数の申請者から代行の依頼を受ける場合、手続代行者アカウントは1つでいいのですか。 | 申請者ごとに手続代行者アカウントを作成していただく必要があります。代行者アカウントのIDはそれぞれ異なるものを使用してください。パスワードは申請者ごとに変える必要はありません。 |
| 8 | 複数の申請者からの代行の依頼を受ける場合、代行者のアカウントの設定に使用するIDとパスワードは、全ての申請者で同じものを使用していいのですか。 | 代行者アカウントのIDはそれぞれ異なるものを使用してください。パスワードは申請者ごとに変える必要はありません。 |
| 9 | 昨年度のV2H 充放電設備の申請で使用したアカウントをそのまま使えますか。 | 使用できません。本補助金用に新たにアカウントを作成してください。 |
| 10 | 充電インフラ補助金(令和3年度補正)申請で使用したアカウントをそのまま使えますか。 | 使用できません。本補助金用に新たにアカウントを作成してください。 |
| 11 | アカウント作成、入力、アップロードの手順を教えてください。 | 操作ガイドを用意しておりますので、ご確認ください。 |
| 12 | 確定した基本情報の内容を確認することはできますか。 | ポータル画面上の中央右寄りの基本情報(緑字)で確認できます。 |
| 13 | 確定した基本情報が間違っていました。修正はできますか。 | 確定された基本情報は修正できません。 再度、「申請書の新規作成」を押し、最初からやり直してください。 |
| 14 | 交付申請を入力している途中で他の作業をしてしまい入力したものがすべて消えてしまいました。 | 「一時保存」を定期的に行ってください。 本システムは一定時間サーバーとの通信がない場合は、入力中の内容もすべて無効となります。区切りの良いところや時間等で「一時保存」するようにしてください。 ただし、「一時保存」したデータの確定状況は「未確定」となりますので、作成終了後に必ず「確定」を押す必要があります。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 15 | 入力内容が確定されているかどうかはどうすればわかりますか。 | 確定ボタンを押した後、入力画面の左上に青字で「確定しました。」と表示されますので、ご確認ください。 また、書類一覧画面の状態には「登録済」と表示されますので、ご確認ください。 |
| 16 | 申請者情報の入力を後回しにし、先に手続代行者を入力しようとすると入力できません。 | 申請者や工事申告等の入力項目は、それぞれの情報を反映するために制限がかかっております。必ず書類一覧画面に表示される項目の上から入力を行ってください。 |
| 17 | 入力を後回しにして、先にアップロードを行おうとすると、対象がありませんと表示され、アップロードができません。 | アップロードは申請内容の入力に応じて、申請に必要な書類のアップロード項目を表示するようになっているため、申請内容の入力が終了していないとアップロードはできません。 |
| 18 | 申請書等の入力内容を印刷するにはどうすればいいのですか。 | 各項目の内容を全て入力後、書類一覧画面に戻り、項目の状態が「登録済」となっていれば、帳票欄の「確認」を押していただくことで、入力内容を反映したPDFやExcelのダウンロードができます。 |
| 19 | 申請内容を入力し、確定した後に修正はできますか。 | 「申請」ボタンを押す前であれば、確定した後でも修正は可能です。修正後は必ず再度確定ボタンを押してください。 |
| 20 | V2H 充放電設備の型式を間違えて入力したことに気づきました。修正はできますか。 | 「申請」ボタンを押す前であれば、確定した後でも修正は可能です。修正後に再度確定をする必要がありますので、注意してください。 ※「工事申告」の確定をした後に、充電設備の内容を修正した場合は、「工事申告」に入力した内容がすべて消去されますので、最初から入力をやり直す必要があります。 |
| 21 | オンライン申請システムで入力とアップロードが終了しました。これで申請完了ですか。 | 申請完了ではありません。 入力とアップロードが完了しましたら、書類一覧画面にて全ての項目の状態が「登録済」であることを確認し、画面右下の「申請」ボタンを押してください。 ※全ての項目が登録済でない場合は、「申請」ボタンを押すことができません。「申請」ボタンを押すことで申請完了となります。 「申請」ボタンを押すことができるのは申請者アカウントのみです。 |
| 22 | 「申請」ボタンを押して申請を完了した後、申請内容の変更は可能ですか。 | 申請後、不備になっていない箇所の修正や工事申告額の変更はできません。 変更したい場合は申請を取止めまたは取下げた上で、再度の申請が必要です。 応募要領を参照の上、オンライン申請システムで申告してください。 |